

## 周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内において新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大防止及び感染症による生活・経済への影響緩和を緊急的に図るために、店舗営業の休業及びテイクアウト等営業を行う者に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。
- (2) 個人事業主 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出を税務署にした者をいう。
- (3) 店舗営業 看板等により一般消費者が視認できる市内の店舗において、主として店舗内で密集又は密接した状態によりモノ又はサービスを一般消費者に直接提供する営業形態で、次に掲げる業種をいう。ただし、飲食店におけるテイクアウト・デリバリー形態での営業（以下「テイクアウト等営業」という。）は含まないものとする。

ア 小売業

イ 物品賃貸業

ウ 宿泊業

エ 飲食店

オ 洗濯・理容・美容・浴場業

カ 娯楽業

キ 学習支援業

- (4) 通常営業日 店頭などにおいて、営業する日を告知している日又は休日として告知している日を除く日

## (支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次のとおりとする。

(1) テイクアウト等営業支援金

(2) 店舗営業休業支援金

(支援金の交付対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、申請日において1年以上の事業実績があり、かつ、市税の滞納がない者（法人においてはその代表者を含む。）で、次の各号に定める要件に該当するものとする。

(1) テイクアウト等営業支援金の交付対象者は、市内にある店舗で令和2年3月1日以降、テイクアウト等営業を開始し、申請日において株式会社まちあい徳山が運営するウェブサイト「Tokuyama p（おうちぐるめしゅうなん）」にその情報を掲載又は掲載の申込みをしてテイクアウト等営業を継続している飲食店事業者であること。

(2) 店舗営業休業支援金の交付対象者は、感染症拡大防止を目的として令和2年4月6日から令和2年5月31日までの間で、市内にある店舗での通常営業日の営業を計6日以上全日全館休業した小規模企業者及び個人事業主であること。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) テイクアウト等営業支援金 10万円

(2) 店舗営業休業支援金 20万円

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和2年6月1日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業種がわかる書類
  - (2) 1年以上の事業実績がわかる書類
  - (3) テイクアウト等営業支援金の交付を受けようとする場合は、テイクアウト等営業の開始日が確認できる書類
  - (4) 店舗営業休業支援金の交付を受けようとする場合は、通常営業日に店舗営業を6日以上全日全館休業したことが確認できる書類
  - (5) 支援金の振込先がわかる通帳の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、支援金ごとに1回限り行うことができる。
  - 3 2つの支援金を申請する場合は、まとめて申請ができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付決定通知書（別記2号様式）により前条の支援金の交付を申請した支援対象者（以下「支援決定者」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、支援金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を書面により支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条の規定により決定した額を交付するものとする。（交付の決定の取消し等）

第9条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は支援金額の一部又は全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付申請書兼請求書

(宛先) 周南市長

事業者住所地  
申請者 事業者氏名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

印

次のとおり、周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金の交付を申請します。

なお、交付の申請に当たっては次の事項について誓約及び承諾します。

- ・ 支援金を申請する事業者・代表者（以下「事業者等」という。）及び事業者の役員が、周南市暴力団排除条例第1項第1号及び第2号に該当しないことを誓約します。
- ・ 事業者等の市税の滞納がないことを誓約し、このことに係る課税資料の調査、確認等を周南市が行うことを承諾します。
- ・ 支援金の申請にあたり、虚偽の記載が判明した場合には、支援金の返還等、周南市の指示に従うことを誓約します。

1 交付要件該当チェックリスト ※該当する□に☑。全ての☑の場合のみ交付対象。

- 飲食店や小売業等、通常営業において接客を伴う店舗営業を行っています。
- 店舗は周南市内にあります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、通常営業日に、次の①、②のいずれか、または両方を行いました。
- ① 令和2年3月1日以降に、テイクアウト等営業（飲食店におけるテイクアウト・デリバリー形態での営業）を開始し、現在も継続営業しています。【テイクアウト等営業支援金10万円】
- ② 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者（又は所得税法第229条に定める開業等の届出を税務署に行った個人事業主）で、令和2年4月6日以降に、店舗営業（主として店舗内で密集・密接した状態によりモノやサービスを一般消費者に直接提供する営業形態(テイクアウト等営業を除く)）を6日以上休業しました。 【店舗営業休業支援金20万円】

裏面に続きます

2 交付申請の額 ※該当する□に☑。両方行った場合は2つとも選択のこと。

1 交付申請の額	①テイクアウト等営業支援金 □10万円	②店舗営業休業支援金 □20万円
----------	------------------------	---------------------

3 店舗名称・業種等

1 店舗名称	
2 店舗住所	
3 業種	
4 従業員数	
5 通常営業日 及び時間	
6 ①の開始	
7 ②の期間	

4 振込先

(カナ)			
1 口座名義			
2 金融機関名称	銀行・信用金庫 農協・労働金庫		本店・支店 支所・出張所
3 預金種目	普通 ・ 当座 (いずれかに○)		
4 口座番号			

5 添付資料 ※交付要件等が確認できない場合、他に書類の添付を求める場合があります。

- ・業種がわかる書類（営業許可証、防火対象物使用開始届出書の写し等）
- ・交付申請前1年以上の事業実績がわかる書類（確定申告書一式、営業許可証の写し等）
- ・支援金の振込先の通帳の写し
- ・次のいずれかまたは両方
  - ① テイクアウト等営業の開始が確認できる資料（チラシ、ホームページ等）
  - ② 店舗営業を6日以上全日全館休業したことが確認できる資料（休業していることを告知する貼り紙の写真、ホームページ、営業カレンダー等）

6 備考

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止にご協力いただいた事業者として、周南市ホームページ等で店舗名称を紹介することがあります。

別記第2号様式（第7条関係）

周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付決定通知書

周 第 号

年 月 日

様

周南市長

㊟

年 月 日付けで申請のありました支援金の交付については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

支援金の名称	交付決定の額
テイクアウト等営業支援金	
店舗営業休業支援金	